

平成27年8月5日（水）

於・農林水産省 水産庁中央会議室

平成27年度  
水産関係公共事業に関する  
事業評価技術検討会  
議事要旨

## 平成27年度水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会議事要旨

○開会

○事務局から配付資料の確認

○漁港漁場整備部長より挨拶

**(漁港漁場整備部長)**

漁港漁場整備部長の高吉でございます。本日は大変暑い中、またお忙しい中を先生方にはこの事業評価技術検討会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

現在、私どもでは来年度の予算に向けていろいろと検討しておるところでございます。

現在の水産の公共事業の柱は、大きく3つございます。

1つは水産業を成長産業にしていこうということで、外国の輸出をするといった攻めの水産業にしていくということで、漁港の高度衛生管理対策、これを1つ目の柱としております。

2つ目の柱は、やはり資源を増やす必要があるということで、水産生物が生まれて、育って、漁獲されるまでの環境づくりをマスタープランをつくって進めていく。水産環境整備と言っておりますが、そういう取り組み。また、沖合の排他的経済水域、ここでは国が直轄で、資源を増やすためのフロンティア漁場整備事業を行っております。こういったことによって資源の回復・増大に努めているということでございます。

3つ目ですけれども、国土の強靱化ということで、東日本大震災で多くの漁港が被害を受けました。その復旧・復興を今、一生懸命やっておりますが、これからまた南海トラフを初めとした地震、津波の発生も懸念されておまして、拠点的な漁港の地震・津波対策をしっかりとやっていく必要がある。また、老朽化した施設も増えてきておりますので、これを適切に点検しながら保全工事を行っていく長寿命化対策、こういったことにも努めておるところでございます。

こういった3つのことに重点的に努めております。

こういった事業を進める上で、事業の採択前から事業完了後に至る事業の効率性、あるいは事業実施過程の透明性の確保を図るという意味で、今回のような事業評価を行っていくところがございます。

この検討会は、こういった事業評価につきまして技術的、専門的な視点から助言をいただき、評価の客観性、評価手法の向上に反映させていくことを目的として開催させていただいております。

今日は国の直轄事業に関するご説明になってまいりますが、来年度の新規着工予定の地区についての事前評価と、また、計画を見直す上での再評価についてご審議をいただくことになっており

ます。ご審議いただいた結果を今後の事業にしっかりと反映させていただきたいと思っております。

各事業とも、先ほど申し上げました漁港の衛生管理、それから防災・減災対策、あるいは沖合の資源回復対策というものに関連する大変重要な国の事業でございます。本日は限られた時間でございますが、ぜひ忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○出席委員の紹介

○水産庁出席者の紹介

**(計画課漁港防災・衛生管理専門官)**

ただいまより岡安議員に議事の進行をお願いしたいと思います、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

**(計画課専門官)**

ありがとうございます。それでは岡安委員、よろしく願いいたします。

**(岡安座長)** 座長の岡安でございます。

委員の先生方、それから水産庁の皆様方のご協力をいただきまして、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事次第に従って進行させていただきたいと思っております、初めに議事の1番目として、当検討会の制定の一部改正について、水産庁からご報告いただきたいと思います。

**(計画課専門官)**

それでは私、事務局の遠田から説明、報告したいと思います。

「事業評価技術検討会の制定の一部改正について」で2枚でございます。

皆様には、1枚目の裏に参考として実施要領がございます。それから2枚目の「一部改正について」ということで平成22年1月27日制定、先月31日に一部改正しております規約、こちらをご覧くださいいただければと思います。

現状といたしまして、現行の技術検討会設置の規約ですけれども、第4、運営の1、実施要領第10の規定を引用しまして「専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。」のみの表記にとどまっております。今回の直轄漁場整備の期中評価案件の事業の実施の妥当性や完了後の評価処理できない状況であることから、実施要領第7の3に基づきます水産庁が実施する直轄事業の事後評価、期中と完了後ですけれども、事後評価について、当該事業の実施の妥当性についての検討を行うことについて表記いたしました。

参考資料1がございますけれども、この2ページ目に事業評価の体系図、この事前評価の破線の枠のところ、評価、イエス、ノー、実施するのか、しないのかの妥当性。それから期中の評価の破線の枠の評価をしまして、イエスかノーか、事業を継続できるのか、するのか、見直すのか、中止とするのか、この妥当性なりということでご審議をいただくということから、今般の一部改正に至りました。

本日の議事に基づきまして、委員の皆様の見解とご審議をよろしくお願ひしたいということでございます。私からは、以上です。

**(岡安座長)**

現行の検討会の設置規約につきまして、設置規約関連としては初めての議事案件ということでございますけれども、直轄事業の期中の評価の事業実施そのものの妥当性について検討するという内容を追加したということだと思ひます。委員の皆様方、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**(岡安座長)**

新たに具体についての妥当性を検討するという項目がつけ加わったということ。お認めいただけるようでしたら、選定地区の資料について、引き続き水産庁からご説明いただきたいと思ひます。では、よろしくお願ひいたします。

**(計画課計画班課長補佐)**

議事次第から4枚目、5枚目に資料がございます。本日ご説明する案件というA4横紙と、もう一枚、事業の一覧表をご覧いただきたいと思ひます。

今回の評価につきましては事前評価は北海道開発局が実施するものでございます、事前評価の案件といたしまして4件ございます。また、期中の評価につきましては水産庁が直轄事業として実施するもので、2件ございます。先ほどのご説明にもありました、事前評価につきましては従前のおり、技術的な助言をいただきます。また、期中の評価につきましては、各地区ごとに事業実施の妥当性をご議論いただきますようよろしくお願ひいたします。

限られた時間でございます。議論を十分にさせていただくという観点から、事前評価は4件のうち事業費の最も大きい案件を抽出してご説明を差し上げます。そして、期中の評価ですが、2地区ともご説明しまして進めさせていただき、事業実施の妥当性について議論いただき検討させていただきます。

なお、事業説明の抽出につきましては、事前に座長と打合せをさせていただいて、このように案を提出しております。

**(岡安座長)**

このまま先に進んでいただいてもよろしいかと思えます。

今の件で、ご質問等ありますでしょうか。委員の先生方、よろしいですか。

事前評価については4件あるうちの1件を代表例として、先ほどの一部改正をする前からございました評価の客観性、手法の向上等を図ることについてご助言いただくということで、一方で、期中の評価につきましては具体的内容について判断しなければいけないので、こちらは2つともご説明いただくことでよろしいですか。では、説明よろしく申し上げます。

**(計画課計画班課長補佐)**

落石地区直轄特定漁港漁場整備事業を説明。

**(岡安座長)**

ただいまの説明につきまして、各委員よりご意見、ご質問ございましたらご発言いただければと思います。

最初に、私から1つお伺いします。

浜松地区、昆布盛地区を整備することにより落石地区の小型漁船46隻がそちらへ移動できるということですが、小型漁船46隻の根拠については精査されていると思いますが、確認させていただきます。

**(計画課計画班課長補佐)** はい、実態上、一隻一隻把握している数字でございます。

**(岡安座長)**

浜松地区、昆布盛地区が整備されれば、重点的にそちらを使いますという……

**(計画課計画班課長補佐)** 確認もしています。具体的には10隻と36隻ということで、中身も。

**(岡安座長)** 他にございますか。

**(安永委員)**

事業計画全体につきましては、目的に適った項目内容になっていると思えます。異論はございません。このとおり進めていただくことでよろしいと思えます。

ただ1点、参考にお聞きしますが、浜松地区では現在、アサリ、ウニ等磯根漁業増養殖水面に利用されているとのことですが、具体的にどのような内容のものであるのか、それなりの効果が認められるのであるならば、さらに事業に組み込んでいただくか、検討していただくとうよろしいのではないかと思います。

**(計画課計画班課長補佐)** 現状はアサリとウニ漁が行われている水面で、漁港と一体的にありま

すから、こちらに来ていただいて、近くで漁業していただく。

(安永委員) 現在でもそれなりの成果は得られているということですか。

(計画課計画班課長補佐) これは天然です、あえて整備したものではありません。

(安永委員) ただ、文字の上では増養殖水面と書いてありますので、手を加えているのかと。

(計画課計画班課長補佐) これは天然です。書き方が整備したように書いてありますけれども。

(安永委員) 要は天然の生産に任されており、漁業の対象になっているということですか。

(計画課計画班課長補佐) はい。

(片石委員)

落石漁港を利用していた漁船が浜松と昆布盛に移ることにより、いままで近くで陸揚げできたのに遠くなる方や、あるいは買う人、陸上での輸送の関係でのマイナスは生じないのでしょうか。

また、生じるマイナスはB/Cの計算に反映されているのか教えてください。

(計画課計画班課長補佐) 落石漁港につきましては、漁船のシフトによってどちらかというところ、ロスする人たちよりも得する人のほうが多いと確認しております。

浜松地区等は外郭施設だけです。係留や陸揚施設はありません。作業したくても落石地区での漁業をせざるを得なかった方が多いので、このシフトはどちらかというところメリットの方が多いと聞いております。

(片石委員) メリットについてわかりづらいので然るべき説明が書いてあると良いと思います。

(計画課計画班課長補佐) わかりました。

(中村委員)

定量的な効果としての避難・救助・災害対策効果ですが、非常に大きな地震が起きて陸揚げができないので操業ができなくなる。そして、損失が生じるけれども、その損失が生じなくなるので便益になるという考え方なのでしょうか。

この効果のロジックがよくわかりませんので、教えていただきたい。

(計画課計画班課長補佐) 整備前では、遠くの厚岸漁港まで運び陸揚げをしなければならないが、整備すればそのまま落石漁港への陸揚げが可能である、その差を効果としています。

(中村委員) 差の効果とは約70キロ移動する費用が削減できる便益ですか。

(計画課計画班課長補佐) 短縮される時間と燃料消費量の削減が効果として出てきます。

(中村委員)

ということは、生産損失回避というよりも費用削減効果ではありませんか。落石地区で大きな地震が起きたときに厚岸漁港へ運ぶということは、地震が起きても落石沖の漁場では漁獲ができ

る前提になっています。普通、地震が起きたらそこはかなり厳しいような気もしますが、地震が起きて、岸壁が損傷するため陸揚げができない。でも、地震が起きても操業は続いているということですね。地震が起きても捕れていて、漁獲物を落石漁港へ陸揚げするのではなく70キロ離れた厚岸漁港まで行く、移動費用、陸揚げ費用が逆にこの便益になっている。

(計画課計画班課長補佐) はい。

(中村委員)

効果は漁業生産損失回避ではなく、正確に言いますと費用削減効果ではありませんか。漁業生産は損失されていないと思いますが。地震が起きて操業できなくなったのであれば生産損失ですが。漁業生産についての前提は岸壁を補強するかしないかには関係がありませんので、言葉上のとらえ方ですが、運んでいくことはそれだけコストがかかっていますので、むしろコストを削減する効果ととらえたほうが、よりわかりやすいのではないかと思います。

漁業の生産損失を回避するというのであれば、厚岸漁港まで行くことにより、その間、漁業ができないという意味の損失ですか。

(計画課計画班課長補佐) 損失としましては、何か災害が起こったことによる損失が予想されますので、損失を岸壁の整備により回避しようとする事ですので、損失の回避としています。

(中村委員) 災害が起きたとしても、落石漁港の10キロ先の漁場では漁獲はできますか。

(計画課計画班課長補佐) はい、近隣の漁港は健全であるということです。ただ、落石漁港は防災対策が不十分ですので、大きい地震が発生すると壊れてしまいます。

(中村委員) そうすると陸揚げするために厚岸漁港まで行くので。

(計画課計画班課長補佐) はい、漁船の入れる漁港が必要です。

(中村委員) 言葉の表現の問題ですが、漁業の生産は損失していない、捕れているわけですから。それで魚が傷むのであれば別ですが。結局、厚岸漁港へ持っていくための移動費用がかかるわけです。移動費用がかからなくなるので移動費用の削減効果と表現するほうがよりストレートでわかりやすいのではないか。「漁業生産損失」だと、落石沖漁場で捕れなくなるものが、また捕れるようになるのかとイメージしてしまいますので。

(計画課計画班課長補佐) 承知しました。ありがとうございます。

(岡安座長) よろしいでしょうか。

他に特にないようでしたら、この形でご了解いただいたということで、次に進ませていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(岡安座長) ありがとうございます。

続きまして、期中の評価の2地区に移らせていただきます。

期中評価の見直しについては、どちらも漁業の情勢の変化等により見直しが必要になったということで挙げられております。このうち日本海西部地区について、今後の事業実施の方針あるいは計画見直しの内容について、ご説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(岡安座長) では、お願いいたします。

(整備課漁港漁場専門官)

日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業を説明。

(岡安座長)

ただいまの説明を受けまして、計画の見直し、事業実施の妥当性について各委員のご意見あるいはご質問を伺いたいと思います、いかがでしょうか。

(安永委員)

今、説明を伺った限りにおいては、効果もそれなりに上げられていると理解できますので、基本的には説明内容に沿って進めていただくということでよろしいのではと思いますが、1～2点確認させていただきたいことがあります。

「関係府県が造成した保護育成礁を参考に、国の事業で沖合域へ展開」との説明がありましたが、関係府県の造成した保護育成礁のどのような点を参考にされて、国の事業でどのような特性を持って進められているのかが説明されているとなおいいと思います。

質問ですが、保護育成礁の利用率について、フロンティア事業と県事業と比較したと説明がありましたが、合計値だけではフロンティア事業は県事業の半分ぐらいの利用率ですけれども、何か理由があるのか、使用上の規制みたいなものが別途考えられているのかを教えていただければと思います。

(整備課専門官) 県が造成したものとの違いです。例えば、京都府に先行事例があります。全体の大きさが4キロ×4キロとか、さまざまな形があります。私どもとしましてズワイガニ、アカガレイも、群れのサイズから、2キロ程度の中にそれぞれの群れが収まるであろうということから、2キロを一つの標準の形にしたところでございます。ご質問の点、ちょっとお待ちください。

これまでに整備したのは、同じ海域の中では兵庫県、鳥取県で全部で8施設の保護礁をつくっています。水産庁でも整備したものがいくつかありますが、県が先に整備していて時間的に経過して効果が出ていることが1つと、あとは単純に県の整備した面積の方が広いことが理由と思わ



れます。

**(安永委員)**

わかりました。事業年数が県の独自のものとは比べて、それほど経っていないので漁業者にもまだ馴染んでいないということがありますね。

**(整備課専門官)** はい、そうです。平成21年～22年頃から完成し始めて、平成24～25年に調査したので効果が出ているのか、あと漁業者がどこまで認識しているのか。漁業者が以前から操業している漁場が使いやすいのではないかと考えております。

**(岡安座長)**

保護育成礁の利用率について、もう一度教えていただきたい。これは全漁業者というか、対象魚種を漁獲している漁業者の中で、この保護育成礁の近辺で操業している、あるいは保護育成礁を利用している漁業者がどれぐらいいるのかの率という認識でよろしいでしょうか。

**(整備課専門官)** そうです。底びき網漁業者が対象です。要は普段からカニを捕っていらっしゃる方のうち、実際に保護育成礁のところに行って捕ったのはどれぐらいの割合でしょうかとアンケート調査したものです。

**(岡安座長)**

そうしますと、以前から造成している保護育成礁の面積も広い県が当然、率は高い。直轄のフロンティア事業は、まだ始めたばかりで面積が狭いから利用率がそれほど大きくは出てこない。ただ、いずれにしても保護育成礁の全利用率は半分近くにまでなっています、ということよろしいですか。

**(整備課専門官)** そういうことでございます。

先ほど示した青い海域の全体の面積は相当広いので、その中で半分ぐらいが魚礁に行っているのであれば、十分認識もあり使われていると思っております。

**(中村委員)**

費用対効果の漁業外産業への効果ですが、カニとかカレイがたくさん漁獲できて市場に行ったり加工されたり旅館に行ったりするのは、基本的に、たくさん捕れたものは全部売れますか。今のマーケットでズワイガニなどはどれぐらいの需給になっていますか。今もし供給量が足りなければ漁獲量増加は効果としては良いのですが、例えば今、供給量が多すぎて余っていたら、もっと捕れてもさらに余ります。これだけ漁獲が増えて市場に行ったり加工して旅館に行ったりするのは、基本的に全部売れるということですね。売れないと効果として実現されない。

もう一つは、山陰の旅館とかいろいろありますけれども、基本的に旅館に観光客が来なければ

仕入れしません。良いものが捕れたから使うのも旅館の意識であれば、観光客がたくさん来ることによる需要の意識で、必ずしも良いものが捕れたからといって達成されるとは限らないので、両方のバランスがうまく取れないと、たくさん捕れたからといっても捌けないと効果は体現化されません。その辺はいかがですか。

**(整備課専門官)**そこは確かにおっしゃるとおり、お客さんが来なければ売れませんので、漁獲したことによる効果はないと思います。

それがどこに反映されるのか、どこを見たらわかるのかについてですが1つは、やはり市場単価であるとかお店での単価に反映されるかだと思います。東京市場の数字は確認できていませんけれども、捕れすぎて大きく下がったという形ではないと理解しております。また、地元の旅館についても、以前に同様の調査をしたときから金額は下がっていませんので、いま捕れているものは消費されているものと考えております。

**(岡安座長)**

他にございますでしょうか。

私から1つ教えていただきたい。費用対効果分析のしみ出し効果で評価をされているわけですが、まだ事業が完成したものがそれほど多くなく、完成してから日も浅いということですが、具体的に漁獲が増えているとか、あるいは先ほど単価の話もありましたが、その辺の動向は、まだそれで効果を分析するまでには至らないということですか。

**(整備課専門官)**そうですね、まだその量がどこまで反映されているのか、もちろん資源そのものとの関係というか、自然とも関係があります。今、座長おっしゃったように時間が経っていませんので統計にどこまで反映できているのかということは、最終的にはしっかり見ていきたいと考えております。

**(岡安座長)**なかなか難しいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

他に、よろしいでしょうか。

それでは、日本海西部につきましては、事業の妥当性ありと判断させていただくということでよろしいかと思えます。ありがとうございました。

続きまして、隠岐海峡地区について説明していただければと思います。

**(整備課専門官)**

隠岐海峡地区直轄特定漁港漁場整備事業を説明。

**(岡安座長)** どうもありがとうございました。

ただいまの説明を受けまして、計画の見直し、事業の妥当性につきましてご意見いただければ

と思いますが、いかがでしょうか。

**(片石委員)**

資料2について質問いいですか。

公共事業の事後評価書案【整理番号2】の、一番最後から2ページ前の、漁獲可能資源の維持・培養効果を計算している表のところですか。

①増殖効果、②資源保護効果、③……とあります、それぞれの産地市場価格の欄の②のところですか。増殖効果はトン当たり13万9,000円で資源保護効果は23万5,000円とか、価格がそれぞれ違います、同じ魚種が対象なら同じだと思いますが、どうして違うのか教えてください。

**(整備課長)** 対象としている魚種が違って、メインの資源保護の対象魚種は、アジ・サバ・イワシであり、生産量増加効果というのは、どちらかというと底物の魚をカウントしています。資料の隠岐海峡地区の7ページです。

何の魚種を対象にしているのか、単価を設定した根拠についてご説明してください。

**(整備課専門官)** 【整理番号2】の表の中に書いてある単価は、139千円がデータとしてあるわけではなくて、ここに書きこめるように逆に年間便益額を資源量で割った数字を便宜上、書いております。具体的には、それぞれの魚種の割合が違ってまして、それぞれの魚種ごとに単価が定められていたものを計算して、それぞれの和をとって計算すると全体で319408という数字になりますので、それを資源量で割り算すると139、そして②資源保護効果ですと、それを割合が違う中で合計し資源量で割ると235.7という数字になりますが、細かいところが示し切れていないかもしれません。この点修正いたします。

**(片石委員)**

非常に細かい作業をされていらっしゃるということがよくわかりました。ありがとうございます。

**(安永委員)**

変更点は多々あるようですけれども、全体として事業そのものはほぼ計画に従って順調に進められていると思います。

ただ、説明上ちょっとわかりにくい点が1～2点ありまして、1つは、マウンド礁効果体積が1.36倍に増加したということで、これが効果評価にかなり影響しているようですが、この1.36倍という数値そのものは、説明資料の中ではどれから理解すればよろしいのでしょうか。

**(整備課専門官)** それにつきましては、構造のところに書いてある図からおわかりいただけだと思いますけれども、計算上につきましてはお示ししますと、魚礁効果により蝟集する体積が、マウ

ンド礁の表面積×ブロック2層分の厚さで、ブロック2層分までは魚礁の効果が見込まれると考えておまして、それが1.6メートルのブロックで計算するのと2メートルのブロックで計算するとの差が1.36倍となっております。

**(安永委員)**

わかりました。聞きそびれていたかもしれません。すみませんでした。

それから、いろいろな生産単価が上昇したことについては理解できますが、石炭灰コンクリートを普通コンクリートに変更せざるを得なかったことにつきまして、当初は両者にどのぐらいの差があったのでしょうか。

文章上は「普通コンクリートより安価な石炭灰コンクリート」ということですから、石炭灰コンクリートが生産できればコストは下げられたのではないだろうかと思います。

**(整備課専門官)** 石炭灰コンクリートを使えば3.6億円ほど安くなったという計算が出ております。ちょっとお待ちください。

**(安永委員)** おおよそのところで結構ですよ。

**(整備課専門官)** 製作単価については、ブロック1個当たり約6,000円高くなっておりまして、石炭灰のほうがそれだけ安かったというところではありますけれども、普通コンクリートでやらざるを得なくなって、この部分が上がっている状況でございます。

**(安永委員)**

比率まではわかりませんか。何%ぐらい安かったというところまでは計算すれば出てくるのかもしれませんが。

**(整備課専門官)** ちょっと手元にないので、申しわけありません。

**(安永委員)** 1ブロック当たり6,000円安いということで、差はあったということですね。

**(整備課専門官)** そうです。

**(中村委員)**

素朴な疑問ですが、境港で競り落とされた価格よりも消費者の価格が下がることになりまして、損をしていますよね。産地価格の上昇に対して消費地価格が下落だったら。これは相対的にそういうものですか。絶対的なものであれば、これは売れないというか、損をします。そこで競り落とした人が小売りに持っていけば。

**(整備課専門官)** そういうマイナスが出ているわけではなくて、もともと差はあったわけですが、それが縮んだことになりまして、確かに流通のところで儲けが減っているということではありますけれども、そこが逆転してしまったわけではありません。

(中村委員) なるほど。なぜ、そうなるのですか。

(整備課専門官) それは「東京市場における島根、鳥取の魚」に分類できると、もうちょっと違うのかもしれませんが、この統計の計算上、全国から集まってくるものを対象にしているのも、他県での変動が影響しているのではないかと考えられます。

(中村委員)

島根県ではアジをブランド化していきまして、なかなかよく売れています、十何年前から加工してやっていますね。

(整備課専門官) はい、そうです。逆に言うと、ブランド化したものが市場に簡単に流れていかに、相対取引とかネット通販といったこと。実を言うとさっきのカニはまさにそのとおりですけども、いわゆる市場外流通があろうかと思えます。

(整備課長) データのとり方上、産地市場はその産地で揚がったもののデータなのでわかりませうけれども、消費市場は東京と大阪でしたか、他の県の魚も混ざったデータしかとれないので、技術的な点で、その公表されているデータを使わないといけないという制約の中で、そうなってしまっているということです。

(中村委員)

せっかくなのでとれた魚が、島根県等の漁協に聞けば幾らで売れているかわかりませんか。当然そこは商売なので。全国的なデータで見ると東京とか大阪の市場価格になりますけれども、実際そのもの自体がどれぐらいで売れているかは、その漁連等に聞けばわかると思えますけれども。そちらのほうがより説得力があるというか、やはり整備のしがいがあると思えますけれども。他のと一緒にされて混ざってしまうので。

(整備課専門官) ありがとうございます。そのようなやり方も実は私ども、検討したところではありますけれども、前回と考え方を変えてしまうと何が変わったのかが見えにくくなってしまいうということもありました。今後、やはりそこは適切に表す必要があると思っておりますので、その方法についても検討させていただきたいと思えます。

(岡安座長)

ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。

私からマウンド礁のつくりに関して、当初ブロックは2層で積んでと考えていらしたということですが、これは実際にやろうとしてみたならなかなか難しかったということで、4層になってしまったという理解でよろしいですか。

(整備課専門官) そのとおりです。現実の施工の状況と技術的な部分をみると、今はこういう形

にならざるを得ないと判断しております。

**(岡安座長)**

このあたりは、本来であれば事前に十分検証して、4層必要ですというところがわかっていれば最初の見積もりからもう少し費用がかかることがわかっていたということですね。

**(整備課専門官)** そうなります。

**(岡安座長)**

いろいろな事業があって、全てについて完全に見積もりをするのは難しいだろうとは思いますが、ぜひまたいろいろ、これからもあると思いますので、事前の詰めをよろしくお願いいたします。

**(整備課専門官)** わかりました。ありがとうございます。

**(岡安座長)**

他にございますでしょうか。

それでは、この隠岐海峡地区の事業につきましても、この評価妥当であるというご意見でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**(岡安座長)** ありがとうございます。

皆様方からいろいろご意見いただきましたので、今後の事業に十分生かして引き続きやっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日予定しておりました議事が全て終了いたしました。今までのことを全て含めまして、特に皆様方からご意見、ご質問等あれば伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事終了ということで、以後の進行については事務局にお返ししたいと思います。

**(計画課専門官)** 今後、委員の皆様方のご意見、ご指導を踏まえまして、事業の実施、事業計画の見直し等を行っていくことを検討していきたいと思っております。

長時間にわたりご審議いただきまして、皆様、ご協力ありがとうございました。

午後3時50分 閉会